

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年4月21日)

【件名】

- 1 えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）及び結婚支援事業の実施状況について（子育て王国課）・・・2
- 2 子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について（子育て王国課）・・・3
- 3 「鳥取県ヤングケアラー相談窓口」の設置について（家庭支援課）・・・5
- 4 児童相談所一時保護所の第三者評価の結果及び『子どもの権利ノート』の作成について（家庭支援課）・・・7
- 5 鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について（総合教育推進課）・・・10

子育て・人財局

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）及び結婚支援事業の実施状況について

令和3年4月21日
子育て王国課

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）により実施しているマッチング事業等の状況及び令和2年度の結婚支援事業の実施結果について、報告します。

1 えんトリー1対1マッチング事業（H28.3.29～）

未婚者同士の1対1のマッチングを行う「えんトリー」を県内3か所で運営し、また、島根県のマッチングシステム「しまこ」との連携により、県境を越えたマッチング（以下「山陰連携」という。）を実施した。

- ア 成婚報告数 : 133組（会員同士62組（うち山陰連携3組）、会員と会員外71組）
- イ カップル成立数 : 延べ812組（うち山陰連携69組）
- ウ 登録会員数 : 1,120人

[R3.3.31時点]

	会員数	うち男性	うち女性
えんトリー会員	710人	445人	265人
山陰連携希望会員	410人	321人	89人

2 婚活スキルアップセミナー開催事業（H28～）

えんトリー運営者への補助事業により、県内未婚者向けの婚活スキルアップセミナーを実施した。

ア 開催回数：26回（東部11回、中部4回、西部9回、オンライン2回）、SNSによる配信（R3.1.7～R3.3.23）

イ 参加者数：延べ333人（SNS配信による閲覧数：1,363人）

ウ 内容：「座談会」（参加者同士による悩みや解決方法の意見交換、お引合せ時やプロフィール記載のアドバイス等）等

⇒受講後の参加者のアンケートで「満足した」、「結婚の意欲が高まった」と回答した方が8割近くになる等、受講者の結婚に対する意識の変容につながった。

3 事業所間婚活コーディネーター設置事業（H28～）

異業種間、事業所間の交流を仲介するコーディネーターをえんトリーに配置し、2～5人程度のグループ同士の交流会を実施した。

ア 登録グループ数：113グループ（319名）[R3.3.31時点]

イ 小規模交流会（1グループ対1グループ）：15回開催、80名参加

ウ 中大規模交流会（多グループ対多グループ）：6回開催、122名参加

⇒16組のカップルが成立するなど、既存の人間関係を越えた新たな出会いの機会を創出した。

4 [令和3年2月開始]えんトリー・ナコード（縁結びナビゲーターのネットワークによるお相手紹介）の実施

地域で仲人活動をしている方を「縁結びナビゲーター（縁ナビ）」として登録し、縁結びナビゲーター同士のネットワーク「えんトリー・ナコード」により、安心して相手探しや見合いのできる環境を整備した。

【現在の縁ナビの登録状況】（令和3年3月31日現在）

登録者数 : 32名（男性22名、女性10名）

居住市町村 : 6市町村（鳥取市、米子市、境港市、日吉津村、大山町、三朝町）

【縁ナビによるマッチング】（令和3年2月1日～令和3年3月31日現在）

利用登録者数 : 72名（男性42名、女性30名）

お見合い実施 : 15組

カップル成立数 : 10組（えんトリー会員9名、えんトリー非会員1名）

⇒開始から2ヶ月間で10組のカップルが成立した他、現在も多数の問合せを受ける等、高い事業効果が期待される。令和3年度は、全市町村に縁ナビの登録が広まるよう働きかけていくとともに、えんトリーとの連携方法を検討する等、引き続き効果的な結婚支援事業を推進していく。

5 若年層に対するライフプランセミナー

子育て支援団体に委託し、高校、企業等へ出向き、出産や結婚の知識・情報の提供、ふれあい体験の講座を実施した。

ア ライフプランセミナー・乳幼児ふれあい体験 : 6回開催 167人（高校、企業が参加）（H28～）

イ イクメン養成キャラバン : 5回開催 23人（企業、出産予定の夫婦が参加）（H29～）

⇒就労や結婚、妊娠・出産、子育てなど、ライフプラン全体にかかわる正しい知識や情報の提供及び結婚や家庭を持つことに対する具体的なイメージの喚起につながっている。

子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について

令和3年4月21日
子育て王国課

平成27年度より県で認定している子育て支援員の配置状況及び平成28年6月から国が定める保育士配置基準に係る特例として可能としている「保育士等の配置基準に係る弾力化」の実施状況について、各市町村を通じて調査を実施し、その結果を取りまとめましたので報告します。

1 調査の概要

調査対象：県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブ等

調査時点：令和3年3月1日

調査内容：子育て支援員の配置人数、保育所・認定こども園における配置基準に係る弾力化の実施状況

2 調査結果

(1) 子育て支援員の配置状況

344人の子育て支援員が、県内の保育所等において保育や子育て支援分野の各事業に従事している。うち183人は弾力化により配置基準上、保育士・保育教諭とみなしている。

(単位：人)

施設区分	R2	R1	H30	H29
保育所・認定こども園	237	213	158	98
地域型保育事業所	20	16	10	10
放課後児童クラブ	48	64	56	56
ファミリー・サポート・センター	10	13	4	9
一時預かり事業	1	5	7	4
地域子育て支援拠点事業	23	14	24	21
利用者支援事業	5	11	8	5
社会的養護施設	0	0	0	0
合計	344	336	267	203

(2) 保育士等の配置基準の弾力化の実施状況

県内の保育所・認定こども園（全190施設）のうち、92施設で保育士等の配置基準の弾力化を実施している。

子育て支援員183人を含め、小学校教諭免許状保有者など253人が保育士・保育教諭とみなされて保育に従事している。

	R2	R1	H30	H29
実施施設数	92箇所	87箇所	61箇所	40箇所
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	253人	206人	145人	77人
子育て支援員	183人	142人	97人	56人
常勤で1年以上の従事経験者	32人	39人	20人	10人
幼稚園教諭免許状保有者	24人	17人	19人	8人
小学校教諭免許状保有者	5人	4人	3人	1人
養護教諭免許状保有者	9人	4人	6人	2人

<実施施設の状況>

- ・職員の勤務シフト緩和につながった。また職員の負担軽減につながった。
- ・職員の有給休暇及び希望休暇等がとりやすくなった。

<参考>

1 子育て支援員について

○子育て支援員とは、平成27年に施行された「子ども・子育て支援新制度」により認められた新しい子育て支援の担い手のことで、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を習得するための全国共通の研修制度を創設し、子育て支援員の養成を図っている。

2 保育士等の配置基準の弾力化について

○国が平成 28 年 4 月に待機児童が解消されるまでの緊急的・時限的な対応として打ち出した、保育士配置基準に係る特例の運用で、本県においても県条例に基準を定めて以下の運用を認めている。(適用期間:R7.3 まで)

(1) 朝夕など園児が少ない時間帯における弾力化

⇒保育士最低2名配置の要件について、朝夕など園児が少数になる時間帯において、保育士2名のうち1名を子育て支援員等に代替可能とする。

(2) 保育士と近接する職種を保育士とみなす弾力化

⇒保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて活用可能とする。

(3) 8時間以上開所する保育所等における職員配置の弾力化

⇒保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、配置基準上必要となる保育士数を上回って必要となる保育士について、子育て支援員等に代替可能とする。

3 子育て支援員研修の概要

(1) 目的

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を平成 27 年度より創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

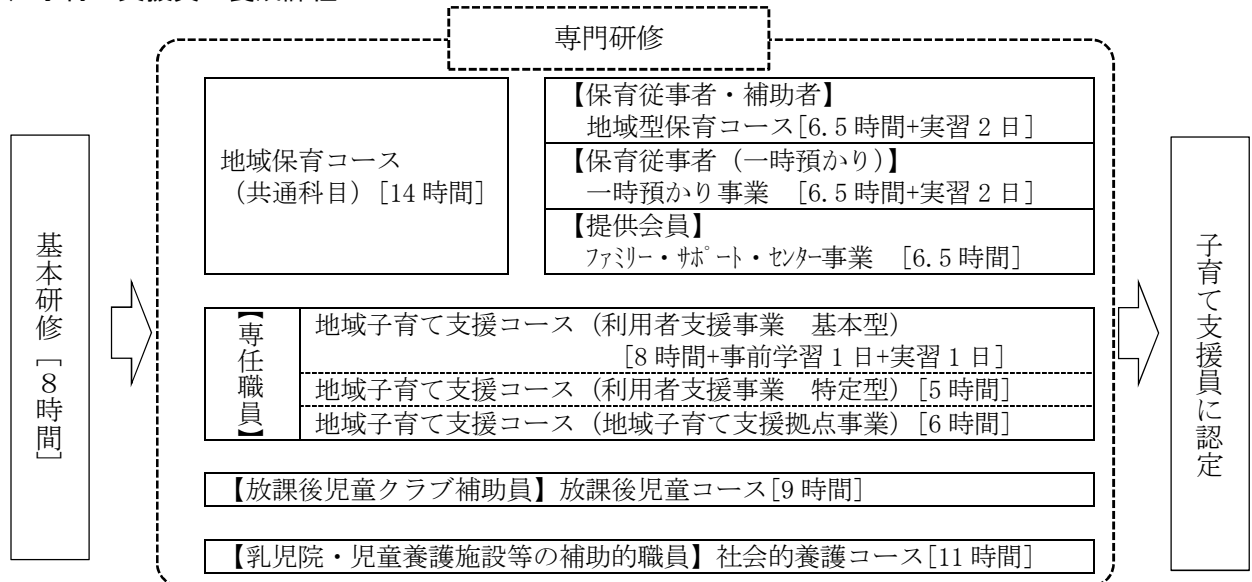
(2) 研修修了者数

(単位:人)

区分		従事する主な施設	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
受講者数			115	140	217	352	257	278	1,359
主な専門研修 内訳 (※)	地域型保育コース	保育所・認定こども園	38	90	179	148	113	135	703
	一時預かり事業	一時預かりを行う保育所等	31	24	12	24	13	8	112
	放課後児童コース	放課後児童クラブ	24	70	59	72	41	43	309

※専門研修は複数受講可能。

(3) 子育て支援員の養成課程



(4) 今年度の研修スケジュール (予定)

<前期コース>

- 6月 基本研修
- 7月 専門研修: 地域保育コース (共通科目、地域型保育)
- 8月 地域子育て支援コース
- 9月 専門研修: 地域保育コース (一時預かり事業※実習別途)

<後期コース>

- 10月 基本研修、専門研修: 地域保育コース (共通科目、地域型保育)、放課後児童コース
- 11月 専門研修: 地域保育コース (ファミリー・サポート・センター事業)、社会的養護コース

「鳥取県ヤングケアラー相談窓口」の設置について

令和3年4月21日
家庭支援課

令和3年4月1日（木）から県内3か所の児童相談所に「鳥取県ヤングケアラー相談窓口」を設置しましたので報告します。

1 鳥取県ヤングケアラー相談窓口

(1) 設置目的

ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添うとともに、それらの方々に必要な支援に繋げることにより、ヤングケアラーの負担軽減とサポート体制の強化を図る。

(2) 場所・電話番号

〔東部〕福祉相談センター（鳥取市江津318-1 電話：0857-29-5460）

〔中部〕倉吉児童相談所（倉吉市宮川町二丁目36 電話：0858-22-4152）

〔西部〕米子児童相談所（米子市博労町四丁目50 電話：0859-33-2020）

(3) 対応時間

午前8時30分から午後5時まで（月～金、祝日を除く）

2 設置式

(1) 日時

令和3年4月1日（木）午後1時30分から1時40分まで

(2) 場所

福祉相談センター 正面入口（鳥取市江津318-1）

(3) 参加者

鳥取県知事 平井伸治、福祉相談センター所長 川本由美子



3 相談件数（4月1日～14日）

具体的な相談はありませんでしたが、過去にヤングケアラーだった方から窓口の設置を歓迎する内容や相談窓口でどのような対応を行うのかといった問合せの電話が2件ありました。

4 参考

(1) 国のヤングケアラー実態調査結果

○国が令和2年度に行った「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」の結果が公表された。

⇒調査は、R2. 12～R3. 1にかけて無作為に抽出した公立中学754校と全日制高校249校の2年生を対象に実施。回答を中学生5,558人、高校生7,407人から得た。

○調査結果のポイントは次のとおり。

①中学2年の5.7%、高校2年（全日制）の4.1%が世話をしている家族が「いる」と回答。

②中学2年の61.8%、高校2年（同）の44.3%が世話の相手を「きょうだい」と回答。

③ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%。分からないとした子どもが1～2割程度。

④ヤングケアラーについての認知度は低く、約8割の子どもが「聞いたことがない」と回答。

⑤世話の頻度について、「ほぼ毎日」と回答した子どもが3～6割程度。一日当たり世話に費やす時間は、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」の子どもも1割程度あった。

(2) 県の今後の対応

○県内のヤングケアラーの実態把握等を行うとともに、県の「教育に関する大綱」（令和3年度改訂版）の重点取組施策に明記したとおり、県教育委員会と連携して各学校において児童生徒が相談しやすい体制を整え、スクールソーシャルワーカー等と連携してヤングケアラーを適切な支援機関に繋げること等を検討していくとともに、次の取組を行う。

①対策会議の開催（5月、ほか3回）

⇒学識経験者に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。

②リーフレット等の啓発物品の作成（6月）

⇒子どもに対して、ヤングケアラーであることの気付きや相談を促す。

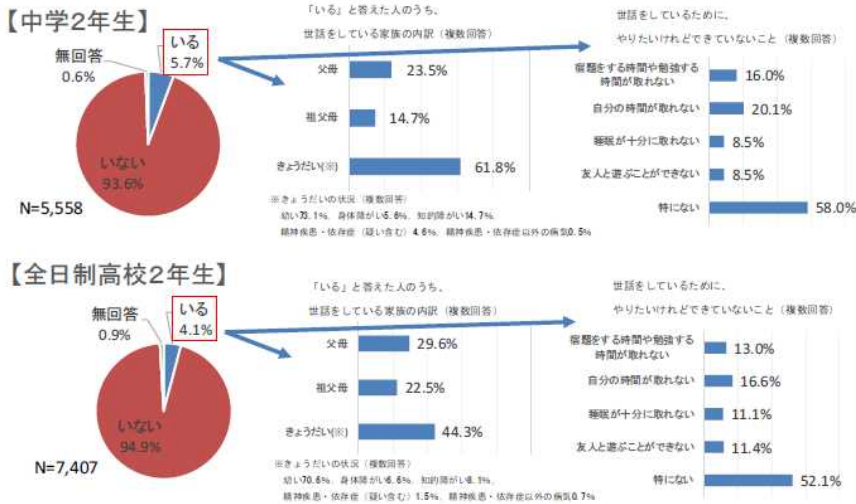
③鳥取県青少年意識調査（7月）

⇒小学5年生・中学2年生・高校2年生（各400名）及び29歳以下の青年層（1,700名）を対象に実態調査を行う。

④研修会の開催（時期は調整中）

○国のヤングケアラー実態調査結果（抜粋）

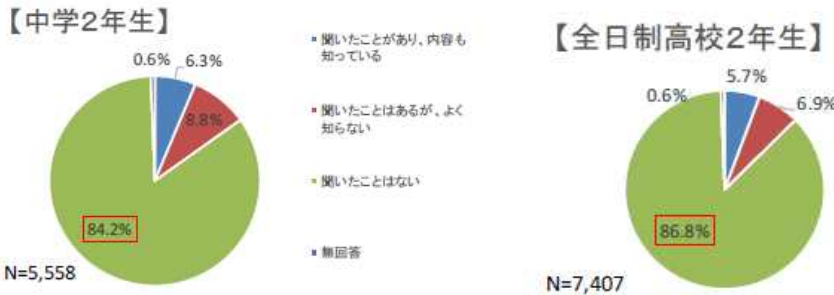
①世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%



②ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが1～2割程度

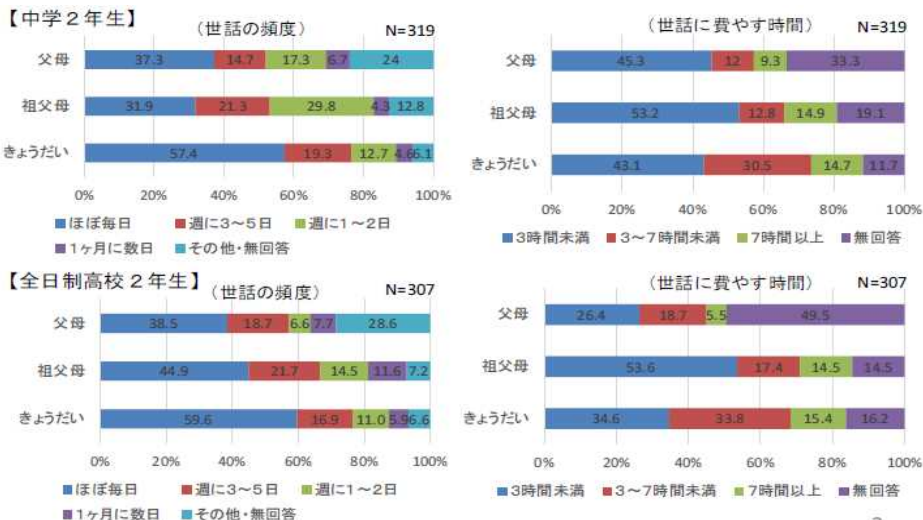


③ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いたことがない」と回答したのは、8割を超えた。



④・世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっている。

・平均1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度いる。



児童相談所一時保護所の第三者評価の結果及び『子どもの権利ノート』の作成について

令和3年4月21日
家庭支援課

令和元年に米子児童相談所一時保護所内で発生した施設内虐待を受けて取りまとめられた「米子児童相談所施設内虐待事案に係る再発防止策検証結果報告書」等の内容を踏まえ、県内3か所の児童相談所一時保護所の第三者評価を実施するとともに、子どもの権利ノートの改訂を行いましたので、報告します。

1 児童相談所一時保護所の第三者評価

(1) 概要

国の調査研究事業である平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）で報告されている第三者評価基準（案）に準拠し、社会福祉・保健サービスの評価を行う専門機関として県の認証を受けた機関に委託して実施した。

(2) 評価機関

特定非営利活動法人あいおらいと 理事長 田中 進（鳥取市）

⇒児童相談所業務経験者が在籍しており、広島県・高知県・北九州市等の児童相談所一時保護所においても第三者評価を実施。

(3) 日程

児童相談所	中央	倉吉	米子
自己評価	R2. 12. 15～R3. 1. 20	R2. 9. 1～R2. 12. 4	R2. 9. 1～R2. 9. 30
訪問調査	R3. 2. 4～5	R3. 1. 26～27	R2. 12. 24～25
結果報告会	R3. 3. 18	R3. 3. 4	R3. 1. 28

(4) 評価項目

以下のとおり、5部構成・64評価項目にわたり評価を実施した。

	内容	評価項目数
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	14項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	15項目
第Ⅲ部	一時保護所の運営	25項目
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6項目
第Ⅴ部	一時保護の開始及び解除手続き	4項目
	合計	64項目

(5) 評価結果（数字は項目数）

評価ランク	中央				倉吉				米子			
	S	A	B	C	S	A	B	C	S	A	B	C
第Ⅰ部	0	8	6	0	0	8	6	0	0	7	7	0
第Ⅱ部	2	11	2	0	6	6	3	0	3	10	2	0
第Ⅲ部	0	15*	9	0	0	18	7	0	0	10	15	0
第Ⅳ部	0	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0
第Ⅴ部	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0
合計	2	44	17	0	6	42	16	0	3	37	24	0
割合	3%	70%	27%	0%	9%	66%	25%	0%	5%	58%	37%	0%

*1項目評価未実施（評価対象事例なし）

[評価ランク]

S：優れた取組みが実施されている。他の一時保護所が参考にできるような取組みが行われている状態
A：適切に実施されている。よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B：やや適切さに欠ける。「A」に向けた取組みの余地がある状態
C：適切ではない、又は実施されていない。「B」以上の取組みとなることを期待する状態

(6) 総評

ア 評価の高い点

児童相談所	評価内容 (要点抜粋)
中央	(1)福祉専門職を配置し、子ども一人ひとりの権利を尊重した支援に努めている (2)登校しない場合にも子どもに合った日課が生まれ、一時保護所で安心して生活できるよう配慮されている (3)子どもの特性に応じ、生活上のルールを随時変更するなど柔軟な対応ができている (4)固定の職員(会計年度任用職員も含む)が交代で勤務しているため、業務内容をよく理解しており、子どもに一貫した支援が行われている (5)会計年度任用職員も正職員と同じように引継ぎや定例会議に参加することで支援の充実に繋がっている (6)公園、遊戯室、学習室、体育室等があり快適に過ごすことができる (7)一時保護所の職員は児相相談部門と同じ事務室に席があり、日常的に情報交換を行うことができる
倉吉	(1)福祉専門職を配置し、子ども一人ひとりを尊重した対応を目指した支援に取り組んでいる (2)子どもごとに日課が生まれ、子どもの特性に合わせて生活上のルールを随時変更するなど柔軟な対応ができている (3)子どもの安全が確保できる場合は、通学を行っている。また、子どもの学力のレベルに応じた個別学習に取り組んでいる。さらに、学習塾に委託し、子どもの学習の補完を行うとともに、パソコンソフトによる勉強ができる環境が整っている (4)公園に隣接し、屋内には娯楽室、学習室、多目的ホールがあり快適に過ごすことができる (5)一時保護所の職員は相談部門と同じ事務室に席があり、日常的に情報交換を行うことができる。
米子	(1)令和元年度の施設内虐待事案を踏まえ、組織体制や運営体制の見直しと倫理規定の策定を行った (2)「子どもの権利ノート」を活用し、きめ細やかな支援体制のもと子どもの権利擁護に努めている (3)子どもの権利を守るために、一人ひとりの子どもに合わせた日課を作成するよう努めている (4)子どもの支援内容が詳細に記録され、職員の交代時には丁寧に引き継がれている (5)事務所と一時保護所が併設され、職員が容易に往来できる。中庭には芝生や畑があり、運動場や遊具、体育館も併設されている。居室は、子どもがくつろげる家庭的な空間となっている

イ 今後期待される点

児童相談所	評価内容 (要点抜粋)
中央 倉吉	(1)現在の「倫理規定」を運用していく中で検討を重ね、適宜見直しすること (2)一時保護業務に特化した研修を行うなど、今後、検討を進めより専門性の高い職員の育成体系を構築すること (3)一時保護児童に関わる全ての職員が統一した対応ができるよう「一時保護所業務マニュアル」の作成を検討すること
米子	(1)外部からの指導や継続した第三者評価の受審など、より専門性の高い実践的な職員の育成を行うこと (2)一時保護課や夜間指導員以外の職員についても、一時保護所の細かなルールや支援方法について十分に共有できるよう検討すること (3)食事の量やメニューについて、委託業者と連携して子どもの希望を反映するよう工夫すること (4)多くのマニュアルやチャートが策定されているが、分散して分かりづらいため、整理・統合した業務マニュアルの作成を検討すること

(7) 令和3年度の予定(各児童相談所)

- ・上半期に特に評価項目で「B」となったものについて重点的に改善に取り組むとともに、9月以降に再度、自己評価と第三者評価を受審して業務改善を図る。

2 子どもの権利ノートの作成

(1) 概要

社会的養育により生活する子どもに権利を伝え、権利が侵害された際にその解決方法を説明した小冊子『子どもの権利ノート（鳥取県版、平成18年度初版作成）』の内容を見直し、新たな権利ノートを作成した。

作成にあたっては、学識経験者、弁護士、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等）の代表者、児童相談所の児童福祉司等による作成委員会が原案を作成した後、現に社会的養護を受けている子ども（鳥取県児童養護施設協議会で立ち上げた当事者グループHope & Home）の意見を反映させ、3種類（幼児版、小学生版、中高生版）の子どもの権利ノートを作成した。

(2) 見直しの概要

- ①社会的養護を受けている子どもが、安心して自分らしく暮らしていくことができる権利を有することを理解できるようにするため、子どもの権利の説明について記載を改めた。
- ②虐待など子どもの意にそぐわないことがあったときに、自らの意思を関係者に伝える方法について、フローチャートによる説明を加えた。また、新たにQRコードや相談機関のメールアドレスを掲載し、メール相談が容易にできるように改めた。
- ③小学生版及び中高生版においては、子どもの権利条約の4つの柱である「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について新たに掲載した。
- ④その他、各権利ノートの対象年齢の子どもが内容を理解できるよう、文言及び挿絵の修正を行った。

(3) 事業委託先及作成部数

委託先：鳥取県児童養護施設協議会 会長 田中 佳代子（鳥取市立川町五丁目417）

作成部数：乳幼児版200部、小学生版400部、中高生版400部

(4) 今後の活用方法

児童相談所を通じて社会的養育による子ども全員に配布し、権利擁護面接等の機会を通じて改めて権利ノートの意義と活用方法を説明する。

鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について

令和3年4月21日
総合教育推進課
教育総務課

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく「教育に関する大綱」について、令和3年4月1日付けで改定を行いましたので、報告します。

1 改定の概要

- ・中期的な取組方針を定める第一編について、新型コロナウイルス感染症に係る体制整備やGIGAスクール構想の実現に向けた新しい「とっとりの学び」等、社会の変化に対応した取組を記載した。
- ・毎年度の重点的な取組施策を定める第二編について、県立高等学校の魅力化、学力向上、ICT活用教育、いじめ・不登校対策、ヤングケアラーの支援等、本県の主要課題や新たな取組を盛り込んだ。

2 改定のポイント

➤ 第一編 中期的な取組方針について

- ・「1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進」に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、子どもたちの『学びを止めない』体制整備」及び「『GIGAスクール構想』の実現に向けた新しい『とっとりの学び』の構築」について記載した。
- ・「3 時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実」に「新型コロナウイルス感染症対策も含めた学校施設等の安全安心な環境整備」について記載した。

➤ 第二編 令和3年度重点取組施策について

- ・県立高校の魅力化の取組として、国際バカロレア教育導入に向けた環境整備の推進について記載した。
- ・学力向上策の推進について、鳥取県独自の学力・学習状況調査の横展開を図り、学習指導の充実や授業改善を推進していくことについて記載した。
- ・ICT活用教育について、鳥取県学校教育情報化推進計画に基づき、計画的かつ総合的な取組を推進するとともに、ICTを活用した新しい「とっとりの学び」の構築、一人一人のニーズや理解度に応じた個別最適化された学びの提供、教員のICT活用指導力の向上、県下共通の学習ツール活用による一貫した取組、県立高校のBYAD（機種指定・自己所有）による「主体的・対話的で深い学び」の促進、児童生徒の健康面への配慮について記載した。
- ・いじめ・不登校対策について、いじめに関する教員研修等による校内体制を強化するとともに、アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）の排除など、新型コロナウイルス感染症を含む現代的・社会的課題に対応した人権意識の向上に係る取組、教育機関と連携したヤングケアラーの早期発見・早期支援、フリースクールに通う児童生徒への通所、交通費、実習費への支援について記載した。
- ・電子メディア機器との適切な接し方の教育啓発の推進について、SNSに起因する犯罪防止など青少年健全育成条例の改正を踏まえた啓発や、SNSを利用したネットいじめや誹謗中傷に関する情報モラル教育の充実について記載した。
- ・学校における働き方改革について、小学校高学年における円滑な教科担任制の導入、ICT活用の推進、地域部活動への移行に向けた検討の実施について記載した。
- ・学校施設等の安全安心な環境整備の推進について、新型コロナウイルス感染症等の対策としての施設改修や、保健衛生用品等の整備について記載した。
- ・県立美術館の整備促進について、対話型鑑賞充実のためのファシリテーターの養成、美術館建設のフィールドを活かした建築人材の育成支援について記載した。

<参考>

鳥取県の「教育に関する大綱」について

第一編「中期的な取組方針」、第二編「重点取組施策、数値目標」といった二部構成となっており、第二編は、毎年度改定することでPDCAサイクルを回す枠組みを取っている。